

マイナス金利と銀行の再編成

ドイツの動向

代田 純

一、はじめに

本稿は、ドイツにおいて、マイナス金利の導入が、銀行経営に与えた影響に関し検討する。日本においても、日本銀行の当座預金の一部にマイナス金利が導入され、その副作用に関し、様々な議論がある。また現在、銀行の経営環境は少子化等もあり、厳しいとされ、地方銀行の合併問題が注目されている。こうした日本の現状を踏まえると、すでに二〇一四年六月からマイナス金利が欧

州中央銀行（以下、ECB）によって導入されたドイツの動向を見ることは有益と考えられる。⁽¹⁾

以下では、まず、ECBのマイナス金利の導入以降、ドイツの銀行の利鞘を明らかにする。邦銀ほどではないにせよ、ドイツの銀行利鞘も低下しており、銀行数は減少し、合併等が続いている。

ドイツでは、州銀行 (Landesbank) と呼ばれる公的銀行が再編の中心となっている。また同時に、州銀行と密接な関係にある、貯蓄銀行 (Sparkasse) や住宅貯蓄銀行 (Bausparkasse) も合併等が進んでおり、銀行業界全体の統廃合となって

いる。ただ、日本との相違として、ドイツでは個人向けの預金金利がマイナスとなる事態が発生している。こうした動向もあり、ドイツの銀行の利鞘は日本ほど低下していない面もある。

二、マイナス金利の導入と銀行の利鞘低下

ドイツを含み、ユーロ圏ではECBによって、二〇一四年六月から預金ファシリティー金利が▲〇・一％に引き下げられ、さらに二〇一六年三月からは▲〇・四％まで引き下げられた。ECBの政策金利は三本建てであり、上限金利として貸出ファシリティー金利、中間金利として主要レポオペ金利があり、預金ファシリティー金利は下限金利になる。したがって、ドイツを含む、ユーロ圏の銀行がECB当座預金に預金すると、預金

ファシリティー金利で利払いが発生する。預金ファシリティー金利のマイナス化によって、EONIA（ユーロ建て無担保オーバーナイト金利）などの市場金利もマイナスとなり、▲〇・四％近辺になっている。

図表1は、ドイツにおける銀行の利鞘を見たものである。全銀行の銀行利鞘は、二〇一二年に一％、二〇一三年に一・〇二％であったが、二〇一五年に一・一一％、二〇一六年に一・〇九％と、やや上昇すらしている。ここには、後述するように、預金金利のマイナス化など、預金者への転嫁なども影響していると見られる。しかし、図表1からは、業態間で相違が読み取れる。大銀行や州銀行では、もともと利鞘が一％以下で薄い²⁾が、二〇一四年以降、わずかではあるが、上昇傾向にある。ドイツ連邦銀行では、州銀行を九行として²⁾いるが、うちバイエルンなど南部を中心とす

図表1 ドイツにおける銀行の利鞘（対総資産比率、純受取利子所得＝受取利子－支払利子）

	全銀行	商業銀行		州銀行	貯蓄銀行	信用協同組合	抵当銀行	住宅貯蓄銀行	特殊銀行	
		合計	大銀行	地域銀行等						
2010	1.15	1.14	0.95	1.69	0.68	2.2	2.33	0.44	1.68	0.51
2011	1.03	0.85	0.64	1.69	0.7	2.21	2.3	0.41	1.7	0.46
2012	1	0.85	0.68	1.51	0.63	2.12	2.21	0.43	1.62	0.46
2013	1.02	0.89	0.69	1.6	0.68	2.1	2.25	0.38	1.54	0.26
2014	1.1	0.97	0.77	1.62	0.72	2.09	2.21	0.48	1.45	0.43
2015	1.11	0.99	0.81	1.56	0.76	2.06	2.14	0.6	1.32	0.45
2016	1.09	0.97	0.78	1.52	0.77	1.96	1.99	0.54	1.16	0.42

〔出所〕 Deutsche Bundesbank, *Monthly Report*, September 2017, p75 年度ベース

る七行では利益が計上されたが、北部での二行（後述するようにノルド銀行、HSHノルド銀行）で合計二七億ユーロ（二〇一六年、税前利益ベース）の損失が発生した。主として、海運業向け貸出が不良債権化し、資産の評価損が発生したためである。こうした動向が相殺されて、図表1の州銀行の利鞘はわずかな上昇となっている⁽³⁾。他方、貯蓄銀行や信用協同組合（Kreditgenossenschaften）では利鞘が二%以上あったが、二〇一六年にはいずれも二%を下回った。また住宅貯蓄銀行も、かつては一・六～一・七%前後の利鞘があったが、二〇一六年には一・一六%へ低下した。これは後述するように、個人向け住宅ローンなどをめぐり、貯蓄銀行や住宅貯蓄銀行で競争が激化していることの反映と見られる。ただ、ECBのマイナス金利導入で、住宅ローン金利が低下し、結果として貯蓄銀行等の利鞘が縮小したこと

は否定できない。ドイツの銀行業界からは、マイ

ナス金利に対し、批判が続出し、最大手のドイツ銀行前頭取ジョン・クライアン (John Cryan) も、金融セクターを不安定化させると批判した。⁽⁴⁾

ドイツ連邦銀行によると、ドイツの銀行は二〇一六年に、マイナス金利により、合計で一〇・五億ユーロ (二〇一五年比で約四倍) の利払いをドイツ連邦銀行 (ECBの一部) に対ししたと言われる。ドイツの銀行も、日本と同じく、中央銀行に超過準備を積み上げているためである。⁽⁵⁾

マイナス金利も一因となり、ドイツの銀行を取り巻く経営環境は厳しいとされ、銀行の合併等が発生し、銀行数は減少している。そもそも、IMFによると、ドイツの銀行システムは、大変に多くの銀行から構成されており、三種類に大きく区分されると言う。⁽⁶⁾ IMFは、ドイツの銀行を、民間商業銀行、公的銀行、協同組織銀行に区分す

る。

図表2はドイツにおける銀行数の推移を示している。商業銀行は二〇一四年に一八三行あったが、二〇一六年に一七一行まで減少した。商業銀行には、大銀行、地域銀行のほか、外国銀行が含まれている。商業銀行数が二〇〇五〜二〇〇九年に増加していたことは、外国銀行の参入によるものと見られる。大銀行は二〇〇八年に五行あったが、二〇〇九年にコメルツ銀行がドレスナー銀行を買収したこと等で、二〇〇九年以降は四行に減少した。

IMFの区分での公的銀行は、州銀行と貯蓄銀行である。州銀行が公的な存在であることは、州政府や貯蓄銀行による所有であること、貯蓄銀行は市町村による監督であること等による。もともと、ドイツは連邦国家であり、州政府の存在が大きく、その独自性が強い。⁽⁷⁾ こうした背景におい

図表2 ドイツにおける銀行数

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	増減
商業銀行	179	174	173	181	183	183	183	183	183	183	177	171	8
大銀行	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	1
地域銀行等	155	152	151	158	161	161	161	160	160	160	154	148	7
州銀行	12	12	12	10	10	10	10	9	9	9	9	9	3
貯蓄銀行	463	457	446	438	431	429	426	423	417	416	413	403	60
信用協同組合	1292	1257	1232	1197	1157	1138	1121	1101	1078	1047	1021	972	320
抵当銀行	24	22	22	19	18	18	18	17	17	17	16	15	9
住宅貯蓄銀行						23	23	22	22	21	21	20	3
特殊銀行	16	16	16	17	18	18	20	21	22	22	22	21	注)1
合計	1988	1940	1903	1864	1819	1798	1801	1776	1748	1715	1679	1611	377

〔出所〕 Bundesbank Monthly Report, 各号から作成。

- 〔注〕 1 特殊銀行には、2012年以降、ウエスト州銀行（破綻）が含まれる。また特殊銀行には、2011年以降、「信用協同組合の地域機関」が含まれる。
 2 増減は、原則として2005年と2016年の比較。住宅貯蓄銀行は2011年と2016年の比較。
 3 大銀行、地域銀行等は商業銀行の内数。商業銀行は外国銀行を含む。
 4 住宅貯蓄銀行数は、2009年以前は記載がない。

て、州銀行は州政府のメインバンク（あるいはハ
 ウスバンク）であり、また州内の貯蓄銀行相互の
 決済を担ってきた。ドイツの州は現在一六ある
 が、州銀行とされる銀行数は二〇〇五年で一二
 行、二〇〇八年で一〇行、二〇一六年現在で九行
 （ドイツ連銀の統計）である。しかし、IMFで
 は六行としており、差異がある。六行は、L B B
 W（ランデスバンク・バーデン・ビュテンブル
 ク）、バイエルンL B、ノルドL B、ヘッセン・
 チューリンゲンL B（Helaba Bank）、H S Hノ
 ルド銀行、ザールL Bである。これにブレーメン
 （Bremer LB）、ノルドL Bの子会社）、ベルリン
 L B（貯蓄銀行に転換）、D E K Aバンクを加え
 ると九行となり、ドイツ連銀の数値と一致する。⁽⁸⁾
 もともと、州銀行と貯蓄銀行は、法的独立性が
 ない、州や自治体が所有する金融機関であった。
 このため、州政府等は州銀行や貯蓄銀行に対し、

保証義務（債務を無制限に引き受ける）と維持義務（資本注入や流動性供給の義務）を有してきた。しかし、二〇〇一年以降、EUは公的保証が競争を阻害するという観点から廃止勧告を行い、二〇〇五年までに漸次的に廃止された。⁹⁾

このため、二〇〇三年には、北部のハンブルク州立銀行とシュレスヴィヒ・ホルシュタイン銀行が合併して、HSHノルド銀行が誕生した。二〇〇五年には、南西部のラインラント・プファルツ銀行がLBBWに吸収合併（一〇〇%子会社）された。二〇〇七年には、ザクセン州立銀行がサブプライム損失でLBBWに救済合併された。すなわち、二〇〇〇年代前半以降、公的保証の廃止やサブプライム損失を契機として、州銀行の合併や吸収が発生してきた。今日も、後述するように、州銀行の民営化等が発生しており、二〇〇〇年代前半からの流れで考える必要がある。

貯蓄銀行も公的銀行であるが、二〇一六年現在でも四〇三行あり、州銀行よりも、市民の生活で密接である。しかし貯蓄銀行は二〇〇五年に四六三行あったが、二〇一六年には四〇三行で、六〇行がこの期間で減少している。図表1で示したように、貯蓄銀行もマイナス金利により、利鞘が低下しており、また住宅ローン分野で信用協同組合や住宅貯蓄銀行などとの競争が厳しくなっている。

また信用協同組合は会員制の協同組合であるが、二〇〇五年に一二九二あったが、二〇一六年には九七二と、この期間で三二〇減少している。

住宅貯蓄銀行は、二〇一〇年に二三であったが、二〇一六年には二〇まで減少した。住宅貯蓄銀行では、契約者は預金を積み立てて、その預金残高をもとに住宅購入する借入を受ける。特徴は、当初の契約において、預金・借入が固定金利

でなされることである。このため、低金利およびマイナス金利が続き、以前の契約者は高い預金金利を享受しつつ、住宅購入の借入をしなくなっている。結果的に住宅貯蓄銀行は、高い預金金利を支払う一方で、高い金利の住宅ローンが増えないため、マイナス金利近辺のドイツ国債等で運用を余儀なくされ、利鞘が圧迫されてきた。¹⁰¹⁾ 住宅貯蓄銀行の純金利所得は、二〇一一年の三三・八億ユーロから、二〇一六年には二五億ユーロまで減少し、最終利益も三・二億ユーロから一・八億ユーロまで減少した。他の銀行業態と異なり、手数料収入がないことも大きい。マイナス金利でダメージを受けた銀行業態のひとつである。

三、銀行の合併・買収の増加

ドイツでは、自動車産業を筆頭に、实体经济は

好調であるが、銀行など金融セクターはリーマン・ショックの後遺症から脱却しきれていない。例えば、最大手のドイツ銀行は、税引後利益で、二〇一五年に六八億ユーロの赤字で、二〇一七年でも七億ユーロの赤字であった。他方、ボーナス総額は二〇一七年にも二三億ユーロと前年比八億ユーロ増加、配当も支払っている。¹⁰²⁾ こうした状況で、大銀行が合併する可能性に関する報道が続いている。二〇一六年九月には、ドイツ銀行とコムルツ銀行の合併交渉が報じられた。¹⁰³⁾ また、すでにドイツ銀行は、中国系企業集団HNAにより、一〇%の株式を保有されている。¹⁰⁴⁾ さらに、コムルツ銀行に対し、仏クレディ・アグリコールが買収を検討していたことも報じられた。¹⁰⁵⁾

大銀行の合併構想が増える背景として、BISの自己資本比率規制が強まっていることも指摘されている。以下の図表3でも、ドイツ銀行の自己

図表3 ドイツにおける上位10銀行 (100万米ドル、%)

	Tier1資本	総資産	自己資本比率	税前利益	不良債権比率	貸出比率	
1	ドイツ銀行	58406	1674259	3.49	-853	2.11	26
2	コメルツ銀行	27888	505737	5.51	677(-65.31)	1.6	46.63
3	DZ 銀行	19988	536260	3.73	2313(-13.26)	1.5	55.7
4	ヒポフェルアイン銀行	17485	317989	5.5	313(-62.94)	NA	46.25
5	バーデン・ビュテムブルク州銀行	13497	256442	5.26	149(-74.1)	0.87	61.78
6	バイエルン州銀行	9116	223316	4.08	745(7.13)	NA	77.09
7	ヘラバ銀行	8537	173857	4.91	578(-10.79)	1.65	65.58
8	ノルド銀行	7497	183997	4.07	-1963	5.5	72.88
9	フォルクスワーゲン銀行	6707	59299	11.31	704(12.67)	NA	86.54
10	HSH ノルド銀行	5684	88805	6.4	127(-73.96)	NA	65.31

[出所] *The Banker*, July 2017, p229

- (注) 1) 自己資本比率 = Tier1 ÷ 総資産
2) 貸出比率 = 貸出 ÷ 総資産

資本比率 (Tier1/総資産) は三・四九% (バーゼルⅢでは六%が最低基準) まで低下している。このように、大銀行の合併や買収の動きが強まっているが、日本と同様に、ドイツでも監督官庁は難色を示している。ドイツ連邦金融監督庁 (BaFin) 長官は、ドイツ銀行とコメルツ銀行の合併構想について、頭痛に悩む銀行と腹痛に悩む銀行が合併して、なぜ健全になるのか、全く明らかではない、と批判している⁽⁵⁾。大銀行でも合併構想が多いが、以下では州銀行と貯蓄銀行を中心に、ドイツの銀行再編を紹介する。

(1) 州銀行

まず図表3で、ドイツにおける州銀行の位置を確認しておこう。第一位のドイツ銀行と第二位のコメルツ銀行は民間銀行であるが、第三位のDZ銀行は、信用協同組合の中央決済銀行である。第

四位のヒポフェルアイン銀行は、イタリアのユニクレジットの子会社である。第五位のバーデン・ビュテムブルク銀行（LBW）、株主は州政府と貯蓄銀行が各四〇・五%、シュタットガルト市が一八・九%）はドイツで最大手の州銀行であり、

第六位のバイエルン州銀行は南部のバイエルン州の州銀行である。第七位のヘラバ銀行は、ヘッセン・チューリンゲン州銀行であり、第八位のノルド銀行は北部の州銀行であるが、二〇一六年に一九億ドル以上の赤字をだし、また不良債権比率も五・五%であった。すでに指摘したが、海運業向け貸出が不良債権となったためである。第九位のフォルクスワーゲン銀行は自動車メーカー系の銀行で、自動車ローンを中心に拡大してきた。第一〇位のHSHノルド銀行は、八五%の株式がシュレスビヒ・ホルシュタイン州とハンブルク州によって保有されてきた州銀行で、二〇一六年の税

前利益は一億ドル強で、前年比七四%もの減益であった。こうして、ドイツの上位一〇行のなかに、州銀行は五行を占め、その位置は今日でも大きいことがわかる。

二〇一六年以降、ドイツの州銀行は大きく変化している。第一に、二〇一六年にブレーメン（Bremer）州銀行がノルド銀行に買収された。しかし、第二に、買収したノルド銀行も経営が厳しく、民間資本による増資が検討されている。第三に、二〇一八年にHSHノルド銀行が民営化された。他方、第四に、バイエルン州銀行では、業績が好調になっており、州銀行でも二極分化が鮮明となっている。

ノルド銀行はニーダーザクセン州、ブレーメン州銀行はブレーメン州、HSHノルド銀行はハンブルク州とシュレスビヒ・ホルシュタイン州に位置するが、これらの州はドイツ北西部で隣接し

ている。そして北海やバルト海に面し、いずれも海運業向け貸出が不良債権化したことが背景であった。ドイツの海運業にドイツの銀行は合計で約一〇〇〇億ドルを貸し出したが、ドイツ海運業は過重な投資をし、韓国勢などアジア系海運会社との価格競争に負けた。このため、海運会社に集中して貸出してきた、ドイツ北部の州銀行が巨額の不良債権を抱えることとなった。結果として、州財政の負担となり、納税者の負担となることが懸念されている。

二〇一六年九月に、ノルド銀行はブレーメン州銀行を買収すると発表した。ノルド銀行の株主であるニーダーザクセン州は、ブレーメン州の持ち分四一％に、二億六二〇〇万ユーロを支払うことになった。⁷⁷ 州銀行は州の銀行であるから、州議会を筆頭に政治の影響下にある。ブレーメンでは、二〇一六年に緑の党が与党で、州銀行の売却を決

定したが、野党のキリスト教民主党(CDU)はブレーメンの財政にマイナスと批判した。ブレーメン州銀行は買収されたものの、現状では問題解決にはならず、同銀行が二〇一五年に発行した銀行債の利払い停止が発生した。このブレーメン州銀行債は一種の仕組債(Cocobond)で、利益条項等が付されており、総額一億五〇〇〇万ユーロのうち、一億ユーロについては買収したノルド銀行が二〇二〇年まで九・五％の利払い、残りの五〇〇〇万ユーロには八・五％の利払いをしなければならぬ。しかし、ノルド銀行は利払いできずに、利払い停止となった。利払い停止はドイツの銀行債としては初めてとされる。⁷⁸

買収したノルド銀行自身、厳しい経営が続いている。図表3でも、約一九億ユーロの赤字に加え、不良債権比率は五・五％、自己資本比率は五％以下であった。二〇一八年四月現在でも不良

債権は八二億ユーロあり、今年五〇億ユーロ以下に減らす予定という。しかし、最大株主のニーダーザクセン州が三〇億ユーロの増資に応じることで、公法上の銀行から株式会社会社に転換すること、民間投資家に株式売却すること等が検討されている⁽¹⁹⁾。現在の株主構成は、ニーダーザクセン州政府五九%、ザクセン・アンハルト州政府六%、北ドイツ貯蓄銀行三五%である⁽²⁰⁾。

HSNノルド銀行は二〇一八年三月に民営化された。もともと、リーマン・ショックで、二〇〇九年二月に、州政府から三〇億ユーロの資本注入、一〇〇億ユーロの保証を受け、*von der Soffin*（金融市場安定化基金）から同三月に三〇〇億ユーロの保証を受けた。こうした公的補助はEU委員会から批判され、二〇一八年二月までの民営化を義務付けられていた⁽²¹⁾。民営化に際し、ノルド銀行も売却先候補であったが、ノルド銀行は辞退

し、*JC Flowers* と *Cerberus* という民間ファンドへの売却が決まった。売却価格は一〇億ユーロと言われるが、州政府は二〇一六年にも不良債権による損失を埋めるために二四億ユーロを支払っていた⁽²²⁾。リーマン・ショック後からの合計で州政府負担は一〇億ユーロに達した。売却前に州政府の株式保有比率は八五%であったが、売却後に *Cerberus* が四〇・二%、*JC Flowers* は売却前から五・一%を保有していたが、売却後に合計三八・三%に達した。この他、三つの民間投資家が二・四%〜一二%を取得した⁽²³⁾。完全に民営化されたことになる。

他方、バイエルン州銀行（*BLB*、株主は州政府七五%、バイエルン貯蓄銀行二五%）は業績が回復し、好調である。バイエルンの景気が上向き、貸倒引当金の減少等で、二〇一七年上半年期に税前利益は四億二六〇〇万ユーロ（前年同期四億

九〇〇万ユーロ)となった。かつて巨額の損失を計上し、現在はBLBの子会社となったDKBも、一億一六〇〇万ユーロの税前利益を計上した。²⁴⁾こうした業績回復により、BLBはバイエルン州の公的資金五〇億ユーロを二〇一七年に返済した。これはEUの指示よりも二年前倒しであった。²⁵⁾

こうした動向を踏まえ、かつて一一を数えた州銀行は現在六(デカバンク除く、HSH含む)に減り、今後は四行(ノルド、BLB、LBBW、ヘラバ)しか残らないだろうとされている。²⁶⁾ドイツにおける州銀行の合併・買収、民営化は、システム上の問題(制度疲労)が基本である。州政府のファイナンスが証券形態となり、州政府のハウスバンクとしての機能が終焉したからである。しかし、マイナス金利による利鞘の低下が影響していることも事実であろう。北部の州銀行が海運

業に集中して貸出し、不良債権を増加させたこと自体、利鞘が低下するなかでの貸出業務の難しさを物語っている。

(2) 貯蓄銀行

州銀行と並び、公法上の金融機関である貯蓄銀行も、近年急速に統廃合が進んでいる。すでに図表2により、貯蓄銀行数は急速に減少していることが示されたが、二〇一六年の四〇三行から、さらに二〇一七年には三八六行に減少した。貯蓄銀行代表は、貯蓄銀行の支店数は、二〇一七年に九八六八店となり、初めて一万店を割ったことを明らかにした。貯蓄銀行を取り巻く経営環境を、「マイナス金利、規制、デジタル化」と表現し、州銀行や保険業者との合併も選択肢であるとした。またマイナス金利で、顧客からゼロコント(普通口座)への割高感が強まること、貯蓄銀行

図表4 ドイツの個人預金で導入されたマイナス金利 (%)

	適用額	金利
ライフェイセンバンク・ナーブタル	25万ユーロ～	-0.6
ライフェイセンバンク・グムント	10万ユーロ～	-0.4
スバルダーバンク ベルリン	10万ユーロ～	-0.4
フォルクスバンク バーデン＝バーデン	高額預金者	-0.4
フォルクスバンク ステンデル	10万ユーロ～	-0.4
スカットバンク	50万ユーロ～	-0.4
ドレスナー フォルクスバンク	100万ユーロ～	-0.4
VR－バンク ミッテルザクセン	10万ユーロ～	-0.3
フォルクスバンク ライフェイセンバンク ニーダーシュレージエン	10万ユーロ	-0.3
ハンブルガー フォルクスバンク	50万ユーロ～	-0.2
シュバルカッセ ケルン＝ボン	数百万ユーロ～	個別交渉
シュバルカッセ フレユンク＝グレイフェナウ	2000ユーロ～	月1ユーロ
撤回されたマイナス金利		
フォルクスバンク ロイトリンゲン	1万ユーロ～	-0.5
	0ユーロ～	-0.5
VR－バンク ドナウ＝ミンデル	50万ユーロ～	-0.4
フォルクスバンク ビネベルク＝エルムスホルン	25万ユーロ～	-0.4

[出所] *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, Januar 27, 2018から作成

を含み銀行の経費率が高いことも指摘した。²⁷⁾
 ドイツの市民にとって、日常生活の決済はゼロ
 コントによるが、この預金口座にマイナス金利
 (手数料導入等) が適用されつつあることで、貯
 蓄銀行の経費構造に批判が強まり、ひいては高給
 批判となっている。例えば、貯蓄銀行幹部で最高
 年収は、ハンブルガー貯蓄銀行で八五万四〇〇〇
 ユーロ(平均、一ユーロ＝一三〇円で一億一一〇
 二万円)で、メルケル首相よりも高い、といった
 批判が展開されている。²⁸⁾ 図表4で示すように、ド
 イツでは個人向け預金口座にマイナス金利(手
 料引落し)が導入されている。またドイツでは州
 議会議員への報酬規制があるが、州の公的金融機
 関である貯蓄銀行幹部への高給批判が強まってい
 る。²⁹⁾

四、個人預金とマイナス金利

日本では、想像することが困難であるが、ドイツでは個人の預金口座にマイナス金利が課されている。ドイツでの預金口座は、大きく貯蓄口座 (Tagesgeldkonto)、普通口座 (Girokonto)、定期預金口座 (Festgeldkonto) に分かれる。貯蓄口座はかつて付利されてきたが、近年ではマイナス金利が課されている。また普通口座は決済や支払のための口座であり、付利されてこなかったの、実質的に当座預金である。普通口座は市民生活に密着しており、当初、マイナス金利の適用対象から除外されてきた。しかし、二〇一七年六月七日、フォルクスバンク・ロイトリンゲン (信用協同組合) が普通口座にも残高一ユーロから▲〇・五%の金利を適用することを決定した。³³⁾しか

し、ドイツ連邦消費者中央連盟 (Der Verbraucherzentrale) バーデン・ビュテムベルグ支部からの警告を受けて、同行は六月二七日に普通口座へのマイナス金利を撤回することとなった。³⁴⁾

図表4は、二〇一八年一月時点での、個人預金へのマイナス金利適用状況である。基本的には高額預金に対してのみ適用されており、一〇万ユーロ以上 (一ユーロ = 一三〇円) で、一三〇〇万円以上) が多くなっている。適用されている金利は ▲〇・三% ▲〇・六% が多くなっているが、ECBのマイナス金利が反映されたものと見られる。図表4において、ライフエイセンバンクとフォルクスバンクが目立つが、これはともに信用協同組合で、民間商業銀行ではない。信用協同組合はリテール専業であるから、図表1で示したように、利鞘はかつて二%以上あったものの、二〇一四年以降低下している。このために、個人預金にマイ

ナス金利を導入したものと見られる。

図表4の下端は、一度個人預金にマイナス金利を導入したものの、撤回された事例で、フォルクスバンク・ロイトリンゲンをはじめ、三行が指摘されている。フォルクスバンク・ロイトリンゲンの場合、他行と異なり、普通口座で残高一ユーロから適用というように、小額貯蓄者も対象としていた。ドイツ連邦消費者中央連盟の警告後、両者は裁判となり、二〇一八年一月二七日に、チュービンゲン州裁判所（フォルクスバンク・ロイトリンゲンが属する）で判決が言い渡された。結論は、フォルクスバンク・ロイトリンゲンの敗訴であり、同行のマイナス金利導入は従来の契約に違反している、というものであった。³²⁾

五、まとめに代えて

以上で見てきたように、マイナス金利も一因となり、ドイツの銀行は合併・買収、そして民営化の渦中にある。州銀行は、かつて州政府が借入する際にハウスバンクとして機能してきたが、州財政のファイナンスが証券形態にシフトし、その役割を終えたとも言える。しかし、ECBによるマイナス金利の導入によって、貸出金利が低下し、利鞘の確保が難しくなっていることも、再編成の一因であろう。州銀行は、各州において、貯蓄銀行の決済銀行としても存在してきたので、州銀行と貯蓄銀行はワンセットであった。したがって、州銀行が再編されるなかで、貯蓄銀行も統廃合されることは、自然の理でもあった。

日本から見ても、ドイツでの動向として注目され

ることは、個人預金へのマイナス金利導入であろう。個人預金へのマイナス金利導入で、銀行の利鞘低下に一定の歯止めがかかっていることは否定できない。しかし、貯蓄銀行幹部の高給批判や、消費者団体との裁判等、様々な事態が発生している。

(注)

(1) 本稿に関連する筆者の論考として、拙著、「マイナス金利政策の功罪―ドイツと日本の比較―」、『経済学論纂』、中央大学、第五八巻第五・六合併号、二〇一八年三月、および同、「ドイツの国債市場と欧州中央銀行の金融政策」、『証券経済研究』、公益財団法人 日本証券経済研究所、第九八号、二〇一七年六月。

(2) ドイツ連邦銀行の区分では、大銀行は四行で、ドイツ銀行、コメルツ銀行、ユニクレジット、ポストバンクである。しかし、ポストバンクの株式の九三・七％（二〇二二年）をドイツ銀行が保有し、実質的には三行である。州銀行は州政府と貯蓄銀行によって株式保有される公的銀行である。 Daniel Detzer, *The German Financial System and*

the Financial and Economic Crisis, Springer, 2017参照。

- (3) Deutsche Bundesbank, *Monthly Report*, September 2017, p71
- (4) *Frankfurter Allgemeine Zeitung* (以下「FAZ」) August 25, 2016
- (5) Deutsche Bundesbank, *Monthly Report*, September 2017, p58
- (6) IMF, *Financial Sector Assessment Program, Technical Note, Systemic Liquidity and Banking Funding*, June 2016, p8
- (7) ドイツにおいて、州政府の独自性が強い事例として、教育制度と祝祭日がある。FAZ, April 22, 2018
- (8) ドイツ銀行協会 (Der Bundesverband der deutschen Banken) にメールで照会したところ、DEKAバンクは貯蓄銀行グループの投資業務を担っており、二〇一一年までは州銀行と貯蓄銀行が五〇％ずつの株主であった。二〇一一年以降、貯蓄銀行がDEKAバンクの唯一の株主となり、DEKAは全国規模であることで、ドイツ連邦銀行は統計上、DEKAを州銀行として扱っている、と説明があった。
- (9) 斎田温子、「ドイツの州立銀行再編の動き」、野村総合研究所、『資本市場クォーター』、二〇〇八年、冬、一〇七

マイナス金利と銀行の再編成

- ページ。
- (10) Deutsche Bundesbank, *Monthly Report*, September 2016, p64 住宅貯蓄銀行 (Bausparkasse) は英語表記では Building and Loan Association であり、日本語表記としては「建築貯蓄金庫」「建築貯蓄銀行」「住宅貯蓄金庫」とされ、定訳はない。特殊銀行に区分され、公営と民間がある。
- (11) FAZ, März 17, 2018
- (12) FAZ, September 1, 2016
- (13) FAZ, Januar 1, 2018
- (14) FAZ, November 9, 2017
- (15) FAZ, September 2, 2016
- (16) <http://www.dw.com/en/shipping-crisis-puts-german-banks-under-pressure/a-37230991>
- (17) FAZ, September 2, 2016
- (18) FAZ, Juni 22, 2017
- (19) FAZ, April 18, 2018
- (20) FAZ, März 24, 2018
- (21) FAZ, Januar 23, 2017
- (22) FAZ, Februar 21, 2018
- (23) FAZ, März 1, 2018
- (24) FAZ, August 18, 2017
- (25) FAZ, Juni 22, 2017
- (26) FAZ, Februar 20, 2018
- (27) FAZ, März 8, 2018
- (28) FAZ, Juli 21, 2016
- (29) FAZ, Dezember 14, 2017 議員の平均報酬は九五四二ユーロ(月)とされる。ドイツでは国会議員の報酬規制があり、州でも準じて議員の報酬規制がある。
- (30) FAZ, Juni 8, 2017
- (31) FAZ, Juni 28, 2017
- (32) FAZ, Januar 27, 2018

(しんた) じゅん・駒澤大学教授 当研究所客員研究員